

# 山口県報

平成 27 年  
4 月 3 日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) ..... 二

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) ..... 三

道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 三

○公告

一般競争入札の実施 (情報企画課) ..... 三

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 六

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) ..... 七

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 七

周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) ..... 七

## 山口県告示第四百十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年四月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 中国四国防衛局長  
住 所 広島市中区八丁堀六番三〇号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 岩国飛行場北側汚水処理施設  
所 在 地 岩国市三角町三丁目
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力 ( $m^3/日$ )	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
七二	五、二六〇	平成二七、 五、一	平成二八、 七、三二	平成二八、 八、一
備考 「七二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十二号のし尿処理施設をいう。				使用時間 間隔 連 続 二 四 時 間 変 動 概 要 季節的変動の概要

山口県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣政

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

No. 1 排水口	排水口	排出水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		大腸菌群数		窒素		リン		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
六・五	八・六	五・八	五・八	一五	二〇	一五	二二・五	五〇〇	二〇	三〇	一	二	二、〇〇〇	五、二六〇

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

種 類	項目	汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		大腸菌群数		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		処理前	処理後	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	六・五	八・六	一〇〇	一五	二五〇	二二・五	一〇、〇〇〇	五〇〇	二〇	三〇	一	二	二、〇〇〇	五、二六〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚水の量		化学的酸素要求量		浮遊物質量		窒素		リン		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
七二	六・五	八・六	一五	二〇	一五	二二・五	二〇	三〇	一	二	二、〇〇〇	五、二六〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
医療法人側隠 会	防府市大字新 田七七五の一	老人保健施設 尚齒堂	防府市大字新 田七七五の一	短期入 所療養 介護	平成二七、 一

**山口県告示第四百二十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社きら らケアサービ ス	岩国市岩国二 丁目七番四号	運動特化型デ イサービス ふあいと	岩国市岩国二 丁目七番四号	介護予 防通所 介護	平成二六、 四、一
医療法人側隠 会	防府市大字新 田七七五の一	老人保健施設 尚齒堂	防府市大字新 田七七五の一	介護予 防短期 入所療 養介護	平成二七、 二、 〃

**山口県告示第四百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（昭和四十九年農林省告示第五百三十六号（一）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成二年農林水産省告示第六百十九号（一）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成三年農林水産省告示第四十四号（二）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成六年農林水産省告示第千

二百八十四号（五）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第六十七号（三）に係るものに限る。）及び保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第千四百四十九号（二）及び五に係るものに限る。）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。）による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林水産部農林振興課、長門市経済観光部農林課、美祢市建設経済部農林課、山陽小野田市産業振興部農林水産課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第四百四十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字宮田四八六の一	六・〇	二二・七	平成二七、 三、一九



**(一〇五) 一般競争入札の実施**

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契機に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 副政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

山口県統合宛名管理システム開発業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十八年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十七年山口県告示第五十一号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十七年四月三日から同年五月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十四年四月一日から平成二十七年四月三日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)

の委託を受けて、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を履行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十七年五月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年五月十八日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成二十七年五月十八日午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準  
落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 百点  
(2) 機能等評価

全体計画 五十点

システムの機能 百二十五点

システムの運用及び保守 八十五点

技術的能力 四十点

4 適否判定

競争入札等審査会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否と

れた場合には、落札者としなない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十七年四月二十三日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十七年四月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十七年四月十五日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三三二一六七〇)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be required: Development of the Yamaguchi Prefectural individual identification number management system

(3) Term of contract: From the day of the contract through March 31, 2016

(4) Place of fulfillment: The place designated by person in charge of the contract



- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2670)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 15, 2015 (If brought in person: 10:00 A.M. May 18, 2015)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	システム開発に至る背景や課題を十分に理解し、開発の目的並びにシステムの運用及び保守についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
計画の策定	下記の事項について提案されていること。 (1) 契約の時点から運用開始までの構築に関する計画 (2) 運用、保守及び総合テスト（各機期限内に閉じたテスト）に関する計画
業務体制	システムの構築、運用及び保守の体制について提案されていること。
秘密の保持	業務に関して知り得た情報等の管理について提案されていること。
システムの構成	仕様書に基づくハードウェアの条件を踏まえ、適切なリソース割当が提案されていること。
システム端末	システム端末の動作条件に、特殊なソフトウェアがないこと。
パッケージソフトウェアの機能	パッケージソフトウェアが仕様書に定める必須機能を実装していること。該当の機能を有していない場合は代替手法が提案されていること。
アクセス権の管理	アクセス制御、アクセス者の識別と認証の手法や、アクセスログの管理方法について提案されていること。
システムの障害検知	システムに障害が発生した場合の検知方法及びシステム管理者への通知方法について提案されていること。
セキュリティ対策	不正アクセス、情報漏洩等の防止に対するセキュリティ対策について提案されていること。
システム監視	サイベス稼働監視、パッチ処理実行監視等の手法について提案されていること。
システム保守手順	セキュリティパッチの適用、パッケージソフトウェアの機能修正等、システム保守時の実施手順について、提案されていること。
システム運用及び保守コストの低減	運用及び保守について、平成28年4月から平成29年3月までの体制が提案されていること。 ライフサイクルコストの低減について、その手法と、平成28年4月から平成29年3月までの経費が提案されていること。
障害対応	障害が発生した場合にその原因を速やかに特定し復旧する手法について提案されていること。

技術的 能力	類似する業務の 経験	その規模が入札に付する業務に係るシステムと同等以上のもの設計、開発、構築、運用及び保守について、施行実績が記述されていること。
業務に従事する者の経験及び資格等	1 システムの設計、開発、構築、運用及び保守業務に従事することについて、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 2 業務の遂行に有効な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。	
業績及び資格等	1 品質管理、セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 2 山口県とシステムの設計、開発、構築、運用及び保守に係る委託契約を締結し、円滑に実施した経験について記述されていること。	

別表第 2

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であって、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(10)(2) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十七年五月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 福 政

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年三月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 手 手  
代 表 者 の 氏 名 本 田 篤 嗣  
主たる事務所の所在地 周南市福川一丁目一五番二一  
三 定款に記載された目的  
高年齢者に対して社会福祉に関する事業を行い、生活及び利便性の向上に寄与すること。

(二〇七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
変更後の定款は、平成二十七年五月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人萩元気食の会

代 表 者 の 氏 名 岡野 芳子

主たる事務所の所在地 萩市大字今古萩町一三番地

(二〇八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域  
防府市  
三 作業の期間  
平成二十六年十月十四日から平成二十七年三月十三日まで

(二〇九) 周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十七年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

平成二十七年四月二十七日(月曜日)午後六時

二 開催の場所

周南市古泉三丁目二番一〇号

周南市富田東地区コミュニティセンター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画臨港地区

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十七年四月二十日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十七年四月二十日までの消印のあるものに限りま

す。  
(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるときは、公聴会において意見を述べることがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができるときは、通知します。

五 その他

平成二十七年四月三日印刷  
平成二十七年四月三日発行

発行人所

山口県知事庁

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三一  
三七三三）にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
- 山口市滝町一番一号
- 山口県土木建築部都市計画課
- 周南市毛利町二丁目三八
- 周南土木建築事務所
- 周南市岐山通一丁目一
- 周南市都市整備部都市計画課
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において  
縦覧に供します。）